

# 我が国のインテリジェンス機能の 抜本強化に関する提言

2026年3月3日

自由民主党政務調査会インテリジェンス戦略本部

## 第1 インテリジェンス機能強化の目的と重要性

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑な状況にある。ロシアによるウクライナ侵略、中国の軍事活動の活発化、北朝鮮の核・ミサイル開発の加速に加え、中露北の戦略的連携や中東情勢の不安定化など、伝統的な安全保障環境は劇的に劣化している。また、戦いの領域は従来の陸海空に加え、宇宙・サイバー・電磁波、さらには経済や技術、認知領域へと拡大し、経済安全保障の重要性が増すなど、「外交・情報・軍事・経済・技術(DIMET)」の統合的な国力が問われる時代へと突入した。

日米同盟は我が国の安全保障の基盤である。国際秩序が揺らぐ中、自国の自由と民主主義を堅持し、国益を守り抜き、同盟を更に強固にするためには、我が国独自の「情報力(インテリジェンス能力)」を抜本的に強化し、自律的な戦略判断を可能にする体制構築が急務である。

上記の観点から、我が党においては、安全保障調査会、経済安全保障推進本部、治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会が、インテリジェンス能力の強化を推進してきたところ、2025年10月、自由民主党と日本維新の会は、我が国のインテリジェンス機能の強化に関し、①国家情報会議の設置、②国家情報局の創設、③対外情報庁の創設、④情報要員養成機関の創設、⑤インテリジェンス・スパイ関連防止法制の成立、などを内容とする連立合意を締結した。

上記連立合意も踏まえ、当本部では、官邸経験者、実務家、学識者などを中心に公式・非公式の場で多くの有識者からヒアリングを重ねてきたほか、他国の情報関係者との意見交換や現地視察を実施してきた。これらの議論・検討を踏まえ、今後、連立合意の具体化及びインテリジェンス能力の抜本的強化を進めるにあたり、以下提言する。

## 第2 国家情報会議設置法に含まれるべき内容

厳しく複雑な安全保障環境の下で、外交、防衛、経済、技術など、あらゆる面で我が国を強く豊かにしていくためには、我が国が、十分な情報をもとに、正確な判断や意思決定を行うことができる体制を早急に強化しなければならない。複数省庁間にまたがるインテリジェンス・コミュニティの連携をさらに強化し、国家としての情報分析能力を高め、国民の安全や国益を戦略的に守る観点から、インテリジェンスの司令塔機能

の強化が不可欠であり、政府は、本特別国会で提出する国家情報会議設置法案において、以下の内容を定めるべきである。

- 「国家情報会議」の設置

内閣総理大臣をトップとし、関係閣僚により構成される「国家情報会議」を法律に基づき設置する。関係省庁は議長の求めに応じ、必要な資料または情報を提供するものとする。同会議の下で、インテリジェンス活動の基本方針や重点事項の決定、重大事案の評価などを行い、政治によるガバナンスを抜本的に強化する。

- 「国家情報局」の創設

現在の内閣情報調査室を発展的に解消し、「国家情報局」を設置する。その長である「国家情報局長」は、内閣情報官(次官級)から格上げし、国家安全保障局長と同等の政治任用(政務官級)とする。国家情報局には、インテリジェンス・コミュニティ全体に対する企画立案および総合調整権限を付与し、各省庁からの情報集約と、それに基づく高度な「オール・ソース・アナリシス」を実施する権限と責任を持たせる。

### 第3 更なるインテリジェンス機能強化に向けた提言

国家情報会議設置法の国会提出・成立への取り組みに加え、以下の諸点についても政府において早急に具体化に向けた検討を進めることを提言する。

#### 1. 国家情報会議の運用について

- 情報の「カスタマー(顧客)」たる政治家側の意識強化

過去の政府高官(政務)のヒアリングを通じて、在任中のインテリジェンスへの理解・関心及び情報要求の頻度・内容については、相当な個人差があることが確認された。国家のインテリジェンス能力が有効に機能するためには、情報要求→収集→分析→評価→政策への反映→フィードバックという一連のインテリジェンス・サイクルが確立されることが極めて重要である。このサイクルにおいて、政治家は、情報を受け取って政策へ反映するインテリジェンスの「カスタマー」としての立場にあるが、ただ受け身に情報を受け取る「寿司屋のおまかせ状態」(元高官)ではなく、このインテリジェンス・サイクルの実効性を高めるために、多大な危険とリスクの下で収集された情報成果

物を国益のために最大限活用する重い責任の自覚が求められる。新設される国家情報会議への政治家の主体的な参画を通じて、インテリジェンスの重要性に関する情報カスタマー側の理解増進と意識強化を図る必要がある。

- 国家情報戦略の対外公表

諸外国(米、仏、加)は、政府の情報活動の推進方策を取りまとめて公表することで、秘密裏に推進されることの多い情報活動に対する国民の理解を深めるとともに、国民がその在り方に対して意見(取組の方向性が間違っていないか、情報収集の手法が適切であるか等)を検討吟味することが容易になるようにしている。国家情報会議においても、諸外国の例に倣い、政府の中長期的な情報活動の推進方策を取りまとめた文書を作成・公表すべきである。

- 防諜プロトコルの見直し

米・英・豪など「ファイブ・アイズ」加盟国では、ホワイトハウスや首相官邸など枢要な政府施設や会議への携帯電話や電子機器の持ち込みは禁止されている例が多い。近時は、施設内に電気自動車の進入を禁止する場合も増えている。これらは先進的なシグント能力の威力を熟知しているがゆえの当然の防諜措置である。我が国においても、政府のインテリジェンスに関する意識変革の観点からも、こうした電子機器の持ち込みルール及びセキュリティチェックのあり方など防諜プロトコル全体の抜本的な見直しが求められる。

## 2. 国家情報局の運用について

- 国家情報局の幹部人事は人物・能力本位で

国家情報局長は、多省庁にまたがる情報コミュニティの信頼と協力を得ながら、政策サイドの情報要求に、誠実かつ中立的に応えていく難しく重大な役割を担う。(ある同志国では、情報コミュニティのトップは、政治的影響力から中立であるため、キャリアにおける「最後のポスト」とする慣例がある。)我が国においても、国家情報局のトップ及び幹部人事については、特定の省庁の出身者の指定席とするべきではなく、人物本位・能力本位での任命を徹底すべきである。

- 文章レポート形式の徹底によるインテリジェンス・サイクル強化

情報成果物は、品質担保と省庁連携の観点から、可能な限り口頭ではな

く文章でのレポート作成を原則とすべきである。多くの同志国ではインテリジェンスレポートは原則として全て文章でまとめられ政務トップに報告され、情報機関トップが適宜口頭で補足する実務となっている。また政務側のフィードバックは事務的に必要範囲で共有されている。我が国においても、トップリーフィング内容の正確性・客観性を担保すると共に、事後検証を容易にし、また、各情報機関の有機的連携の深化を促す観点から、インテリジェンスブリーフィングについては、保秘に留意した上で、同様のレポート(文章)形式への移行を検討すべきである。また、各情報機関において、上記インテリジェンスレポートの内容を原則として事前に確認し、これが難しい場合でも事後的に速やかに検証できる仕組みとするべきである。

- 省庁間の安全なインテリジェンス共有システムの構築

一部の同志国では、政府内のインテリジェンス機関が収集・作成した情報やレポートについて、機密度合いに応じて政策サイドを含む政府内の関係部署に電子的に共有し、相互に検証し、随時フィードバックを受けるシステムが導入されている。我が国には、同様の省庁横断システムはなく、ヒアリングからはハードコピーでのアドホックな情報共有の実態が確認された。同志国に倣って、機密度と内容に応じて共有範囲を決めフィードバックが得られるような電子的な共通プラットフォームを早急に構築するべきである。同時に、システム整備を待たずに必要に応じた省庁間の情報共有(Need to Share)の更なる推進を加速する必要がある。

- 分析チームの人員体制と独立性の強化

国家情報局の重要な機能が、全インテリジェンス組織からの情報をもとに総合分析(オールソースアナリシス)を行い、情報成果物をまとめることである。その重要な任にあたる情報分析官は高度の専門性を必要とする役職であるところ、同志国などを参考に人員体制の抜本的強化が急務である。また、分析業務の専門性と特殊性に鑑み、新人分析官に対しては組織的な研修を実施するべきである。なお、分析結果の品質担保及び信頼確保の観点から、分析チームは、政策サイドからも情報収集サイドからも一定の中立性・独立性が求められる。我が国では、情報の取りまとめ・分析役たる国家情報局が、自ら情報収集機能も有する独自の組織形態となっているため、特に留意が必要である。

- 組織的な人材育成

各省でインテリジェンス業務に関わる人材が、安心して職務に専念できる

人事・処遇等のキャリアパスの設計・強化が急務である。各省庁にまたがる情報関連の人材の育成については、研修に共通化できる部分があれば、省庁横断での教育訓練制度(インテリジェンスアカデミー)を創設することも検討すべきである。また同志国との情報機関同士の連携協力の深化の観点からも、海外の情報機関との人材交流や派遣についてもより積極的に取り組むことが望ましい。人材育成にあたり我が国にノウハウが不足している点があれば、当初は同志国の支援を受けることも検討に値する。

### 3. 対外情報収集能力の強化について

- シグント(SIGINT)能力の優先強化

対外情報収集能力において、圧倒的な重要性を占めるのが、通信・電波・電子信号などの収集分析を中心としたシグント(Signals Intelligence)能力である。ある同志国の幹部は、「自分が扱う重要なインテル情報の多くはシグントである」と述べる。また、同志国の情報関係者は、「ヒューミントは、強力なシグントがあってこそ機能する」「シグントで大まかな当たりをつけた上で、どうしても足りないピースをヒューミントで埋める」「ヒューミントの安全を守る上でもシグントが死活的に重要である」と述べる。人権保護に十分配慮しつつ、我が国における対外的なシグント情報の収集・分析ツールの導入・強化に向けて必要な法制や実施体制についての論点整理と検討を早急に進める必要がある。

- ヒューミント能力の強化

上記シグントの機能強化と並行して、人的情報収集能力(Human Intelligence)の強化も重要である。まずは、現在外務省に設置されている国際テロ情報収集ユニット(CTU-J)など既存体制について、人員・予算・事務範囲などの拡充・強化を図るべきである。また、将来的な対外情報庁(仮)の設置も視野に、ヒューミントの安全保護のために必要な措置の導入についても具体的な検討を加速する。

- オシント能力の強化

インターネットや SNS 上の情報量の爆発的増加と、AI や機械学習などの進化に伴い、公開情報分析(Open Source Intelligence)は単なる情報収集から高度な分析手段へとその重要性が急速に増している。また、外国勢力による認知戦の実態把握と対策の観点からもオシント分析の強化は必須である。同分野については、民間事業者との効果的な連携・協力をさらに発展

させるとともに、政府としてもオープンソース情報を収集し、AIの利活用やビッグデータ分析を活用した高度な評価・分析を行うための情報分析基盤の構築・強化を早急に進めるべきである。同分析基盤には、内閣衛星情報センター等によって収集される画像情報や、国家サイバー統括室と連携したサイバー情報等も取り込めるものとするべきである。加えて、情報分析に特化した技術開発のための基金の創設を検討すべきである。

- 情報活動に関する民主的監視の強化

対外情報収集能力の強化と並行して、政府の情報活動に関する民主的な監視についても強化が必要である。例えば、英国では超党派の議員から構成される議会の特別委員会が、専属スタッフのサポートを得ながら情報機関に対する独立監査を行い年次報告書を公表している。また、豪州では独立した監察官に情報関連機関に対する強力な監視・監督権限が付与されている。これら諸外国の例を参考に、対外情報収集能力の強化と併せてガバナンスの制度検討を具体化する必要がある。

#### 4. カウンターインテリジェンス強化について

- 外国による影響力工作に対する法的措置

米・英・豪など諸外国では、外国政府や団体の指示・依頼を受けて国内でロビー活動や情報収集、広報宣伝などの影響工作を行う個人・法人の登録を義務化し、その事実や活動内容などを報告させる法制が導入されている。諸外国における類似法制の運用上の課題や執行体制、外国干渉防止の実効性などについて確認した上で、我が国においても同様の法的措置の導入に向けた制度設計を進めるべきである。

- 外国諜報活動の防止に関するさらなる措置

既存の法制において、外国勢力による国内の諜報活動を牽制・摘発するために不十分な点がないかを諸外国との比較を含め多角的に検証し、必要があれば新たな立法を検討する。

#### 第4 今後の進め方

当本部としては、上記各論点について本年夏ごろを目処に新たな提言を提出すべく、更なる検討を行う。

同時に、政府においても、第 3 の 3、4 に挙げた対外情報収集能力の強化及びカウンターインテリジェンス強化などに関連する方策の制度設計及び具体化を始め、重要な情報施策全般に関し、同志国とも比肩しうる体制・環境を整備すべく、本年夏ごろを目処に政府内に有識者会議を立ち上げ、できるだけ早期に必要な法制化を実施できるよう検討を加速すべきである。

以上